

平成28年第9回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成28年9月12日(金) 午前 9時30分

・閉会日時 平成28年9月12日(金) 午後 12時15分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 21名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	8番 一谷 代継	9番 宮原千代子
10番 才守 久	11番 平井 正宏	12番 阪口 修一
13番 立水 庄一	14番 小崎 良一	15番 草野 義雄
17番 塚本 壽	18番 松原 茂喜	19番 坂口恵美子
20番 村上 久廣	21番 田口 昭広	22番 牧 正徳
23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘

・欠席委員 4名

5番 白畑 義美	6番 徳永 修一	7番 下山 國男
16番 蓑田 正志		

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第36号 農用地利用集積計画の審議について

議案第37号 農地利用最適化実践チーム設置要領の承認について

報告第18号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

報告第19号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

報告第20号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

報告第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

報告第22号 農地法第4条許可申請継続審議に伴う経過報告について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成 28 年第 9 回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第 5 条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	—会長挨拶省略— それでは、早速、議案審議に入ります。本日の、議事録署名委員は 8 番：一谷委員、9 番：宮原委員にお願いします。 なお、6 番「徳永修一」委員、7 番「下山國男」委員、16 番「蓑田正志」委員から欠席の報告があがっております。なお、5 番「白畑義美」委員は何の連絡もありませんので遅刻かなと思います。 それでは議事に入ります。 議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。
川田次長	—資料確認— 議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 —議案説明— 議案第 35 号、「所有権移転の部」1 番から 4 番につきましては、「農地法第 3 条第 2 項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「3 番の竹本委員」に説明をお願いします。
竹本委員	事務局からの説明のとおりです。1 番から 3 番までの 3 者交換になります。問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	所有権移転の部 2 番・3 番の案件を「15 番の草野委員」に説明をお願いします。
草野委員	3 者で自分の自作地に近いところの交換となりますので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

片山会長	所有権移転の部４番の案件を「２１番の田口昭広委員」に説明をお願いします。
田口昭広 委員	事務局からの説明どおりです。ちょっと捕捉しますと、譲受人の実家が譲渡し人になります。今までも、譲受人が管理されておられたわけですが、譲渡人が熊本市内に引っ越されたそうですので、こういう形になりました。どうかよろしく願いいたします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第３５号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、３番については原案のとおり決定しました。 ４番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、４番については原案のとおり決定しました。 次に議案第３６号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第３６号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第３６号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 賃貸借権設定の部１番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、賃貸借権設定の部 1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、賃貸借権設定の部 1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 37 号「芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 37 号芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領（案）の承認について、下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －別紙資料により説明－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 先日、事務局とこの件について議論しまして、現在皆さんに耕作放棄地の解消または調査について回っていただいていますけれども、担い手や高齢化の問題が出てきて、農業不適地を農地に戻すより、現在の優良農地をいかに維持、耕作していくかを考えないと、資料を作ってそれで終わるのではなく、優良な土地を少しでも残すということをやらなければならないということで、皆さん方に提起したところです。耕作放棄地の調査で回られたときに色々な意見が出たと思いますので、お教えいただきたいと思います。

	議案第 37 号につきまして、ご質疑ありませんか。 18 番、松原委員。
松原委員	農地の出し手・受け手をマッチングするという事なのですが、アンケートを取ると出し手が多いです。利用意向調査で行ってみると作っていないところがいっぱいありました。病気で、借りる人がいれば貸したいということでした。来年はどうしますかと聞くと、作ってくれと言っても手がいっぱいであつとということで困っているそうです。出し手は多いが借り手が少ない。耕地整備を役場が 10 年前くらいにやりましたよね。利用しやすいようにしてあるのですが、石垣ではないので、草払いが大変で借り手がないということです。最初は●●や■■が借りたが、赤字なので借りないと言って困っているとそうです。安易に誰か借りてくれるだろうという方向に行くのではないのかなと思います。
片山会長	皆さんも回られたときにそういう意見は出てきたのではないかと思います。この件につきまして、他にご質疑ありませんか。井川副会長。
井川副会長	我々のところも今、松原さんが言われたように、貸し手はあつたようですが、借り手は誰もいないということです。自分たちでやるというのも一度研修に行きましたが、何を作るかという非常に難しい問題があります。借り手をどういう形で養成していくかというのを取り上げて行政と一体となつてやらないと、耕作放棄地は増えるばかりだと思います。高齢化が進んでいるので借り手側の対策も考えておかないといけないかなと思います。
片山会長	松原委員と似た意見でしたが、他にご質疑ありませんか。川田次長
川田次長	私もそのように思っております。委員さんが見て耕作放棄地になりかけているが、場所的にはいいと思うところがあれば、事務局に言ってもらえれば、総会で紹介したいと思います。全員でこういう農地があるということを把握してもらって、まだしたいという人も芦北町全体を考えればいるのかなという気がしますので、そういう農地があれば総会や中間管理機構にも紹介したいと思います。
片山会長	この前農林水産課長も、そういう情報があればどんどん農業委員会に言ってください、こちらからも情報を出します。お互いの気持ちをあからさまにしながらやっていかないと、農地が相手に行くばかりですので、どんな手を使ってでも農地を守っていく、そういう皆さん方の知恵と力でやりましょうと農林水産課長にも言いましたので、皆さんで協力しながら役場全部でやっていきたいと思います。 17 番、塚本委員。

塚本委員	放棄されている所で山間部や傾斜地の所は圃場整備したら草払いが大変で、年を取ってからはできない状態が出てきています。それとは逆に平坦地で圃場整備してないところは機械が入らない、田植えが遅れると植えられないということが出てきています。そういう所については面積が少なくても整備できるような方法はないのかと思っています。あつたらそれはしないと、今は大型機械でないと作業ができません、しませんね。小さな道路で一輪車しか通らないようなところにいい田んぼがあっても耕作する人はいません。大変な問題だと思いますけれども、農林水産課と連携していくような形で話し合っていたきたいと思います。一番目に付くところでは、計石の干拓地の所についてもいろいろな意見が出ています。どのように利用するかという事と、弊害とかいろいろありますので、その付近を皆さんの意見の上にさらしてみ、いろいろ出てくる意見をすくい上げてみるといい方向が出てくるのではないかと思います。以上です。
片山会長	先程の計石の干拓地の件は、江上局長の時に個別調査を行いまして、面積が5畝とか1反とかがほとんどで、約6割が耕作放棄地になっていて、非常に湿田が多い、一輪車を抱えて余所の土地を通る状況なので、農業機械の購入の問題もあるということで、様々な諸問題が重なって、耕作放棄地になってきているのかなと判断いたしました。山口県のように全部町で埋め立てるか、何か違う方法でやらないと、決して手を加えて見ているだけではないですが、農業委員会としても妙案が浮かばないことは現実ですので、皆様方のいい知恵とか考え方がありましたら、それを取り入れながら先に進みたいと思います。17番、塚本委員。
塚本委員	それはいいことだと思います。今まで何十年間も放置状態の放棄されたところもありますので、もちろんその近くで耕作されている方もいろいろ考えておられます。次にどういう風に利用して、どういう風に改良した方がいいのかを早く作らないといけないのかと思います。
片山会長	はい、わかりました。18番、松原委員。
松原委員	計石の問題ですが、県事務所と役場が出している案では絶対できません。なぜかという、周遊道路を町が先に作って、今田んぼを作っている人たちは真ん中に一本道があるので、作らなくていいと言われます。私もそこを借りて作っているのですが、説明会に行きました。消防道路を山手に入れないといけない、今田んぼを持っている人たちのための整備ではないわけです、あの案は。それで3割4割農地がとられていくと、それでも県道沿いとか山手の方で、町が農地を買収してまず周遊道路を入れる。それに沿った水路を

	入れないと、その案を出して、その後同意を得て、先程言われたように少ない面積を作っておられるので、取られるのであれば今のままでいい、聞いていて、話にならなかったです。あんな案を出して、県事務所も役場も。農業者の為ではない、計石の家を作っている人のためだからしないとその場で意見が出るわけです。農地を持っている人たちの意見を聞いて県の振興局も役場も案を出さないと、あの案では永久にできない。それと今言われましたように町が全体を買い上げて、そこで農業をしたいという人が5町、6町になった時点で転売するような方法でないと、今のままの案では絶対できない。説明を聞いていてみんな不満でした。これは出来ないだろうな。平生もそうだったのですが、登記するまで3年かかりました。分配の問題で。そこも真ん中に町道を入れて、なぜ町にやらないといけないのか、今まで作業道も入っていたのですが、分配される、取られるというようなことで、町の説明では15年たてば宅地にいいですよという説明だったのですが、今聞いてみると、二男、三男の人たちの家にする条件でした。この前役場に行ったら8割以上家が建たないと、家を建ててはいけませんと言われました。だましたようなやり方で、やるとずるずると尾を引くわけです。計石の場合もまず町が全部買収して、道路と水路を作る。それから話を持っていかないといいと思います。一番いいところがああいう風な状態です。山手よりもあそこが先じゃないですかね。
片山会長	はい、わかりました。貴重な意見を参考させていただいて、町に要請していきたいと思います。この件につきまして、他にご質疑ありませんか。14番、小崎委員。
小崎委員	女島地区の釜地区になるのですが、圃場整備事業はしてあるのですが、以前潮が入るということで田んぼを埋め上げて畑にすることで、私が農業委員になる以前の事業だったのですが、そのまま放置してあり、土地はいい土地なのですが、埋め上げたときにその泥が悪いために何もできないということで、貸すといっても借りてもいない、そのまま放置してあり草を何年も払っていないということで苦情があり、私の方か言うのもいろいろ問題があるかなと思ったものですから、農業委員会から通知を出してもらって草払いだけでもしてもらおうようなことができないかなと思います。尋ねたいのは、放棄地を貸すためには、今現在埋め上げてあるのですが、石だらけで何もできないものですから、どのように進めたらいいのかと思っています。そのあたりをよろしくお願いします。
片山会長	はい、次長が説明します。

川田次長	耕作放棄を借りる人がいるのが前提なのですが、耕作放棄地解消事業というのがあります。国、県、町それぞれですね。耕作放棄地を借りて解消すると県が1反当たり3万円。自分の所を自分で解消する場合は、県が1反2万円。重機等を使って1反当たり10万円以上の経費がかかるものについては2分の1、これは国の事業です。それに町も1反当たり1万円から2万円の上乗せ、という事業があります。そういう事業を活用して、耕作放棄地を解消して、土壌改良も解消事業に入っています。皆様に出来る事はこういう事業がありますと説明することなのかなと思います。
小崎委員	重機を使って解消するというのを見たのですが、金額も少ないもので、そこまでする人は少ないのではないかと思います。もう少し簡単にできる方法はないのかなと思って。
片山会長	補助事業としてはそういうのがありますと、後ほど事務局から詳しく説明いたします。この件につきまして、他にご質疑ありませんか。18番、松原委員。
松原委員	川田次長が農林水産課におられるときに補助金をもらって、10数年放置してあった農地を借りました。補助金をもらいましたが、補助金は51、2万円だったのですが、実際は180万円でした。平生の方も2反くらい、整地したのですが、2分の1は補助金があるのですが、なかなか個人でただ埋め立てである砂利を取ったり、バケットを借りるだけでも何万とかかります。排水をよくするのに溝を掘る機械があるのですが、それも1日借りるのに何万円もかかります。埋め立てであるのですが、排水が悪ければ作物があまりよくできないし、確かに女島の平生は排水が悪いです。雨が降ると長靴はいても田んぼのような状態になるし、天気がいい時には割れてカチカチになります。本当は25cm位剥いで新しい土を入れた方がいいですが、下の方がもともと悪いものですから、やはり30cm以上改良できるような補助金があれば、作物もできないだろうなと思います。そういうような少しずつでもどこからかでも補助金が出るような施策があれば、個人負担が少なくなるのかなと思います。
片山会長	あくまでも一基準として補助金の額を提示してますので、いろいろなやり方によっては経費が増すこともあるかと思います。20番、村上委員。
村上委員	今意見が出ておりましたけれども、チームの設置ということですので、具体的に課題を農業委員会の方で、今までアンケートや農地パトロールなど出ておりますので、先程の井川副会長の集積事業を女島あたりではできないか、とかチームを設置するわけですので、ばらばらに行っても先に進まないと思

	います。具体的な課題を作ってもらって、それによって話し合いをすると思いますのでよろしくお願いします。
片山会長	事務局からテーマの説明は致します。１７番、塚本委員。
塚本委員	耕作放棄地を解消しようと思うときには、農振地ですよね、農振農用地が対象になりますよね。農振地でないところもかなり広いところがあります。こういう所についての解消の方法というのがあるのかと。
川田次長	それは最後に耕作放棄地対象事業の所で説明します。
片山会長	議案第３７号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第３７号「芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領の承認について」ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、「芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領」については、原案のとおり決定しました。 次に報告第１８号「農地法施行規則第２９条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１８号「農地法施行規則第２９条第１項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「１２番の阪口委員」に説明をお願いします。
阪口委員	周りは宅地になっておりまして何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
片山会長	報告第１８号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１８号については、これで終わります。 次に報告第１９号「農地法施行規則第５３条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１９号「農地法施行規則第５３条第１項の規定による届出」が下記

	のとおり提出されたので報告するものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局から説明が終わりました。 現地確認を告畑局長が実施しておりますので、補足説明をお願いします。
告畑局長	現地は丸山小学校の近くの町道沿いになります。他の農地の影響は全くない場所でございます。何ら問題はないところでございます。以上です。
片山会長	報告第１９号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１９号については、これで終わります。 次に報告第２０号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第２０号「農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第２０号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第２０号については、これで終わります。 次に報告第２１号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第２１号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 この報告案件は８月の総会で「農地中間管理機構」と「〇〇」の合意解約を報告した案件でありまして、その土地が第３者に貸し付けられた報告になります。 －報告説明－ 以上です。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 2 1 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 2 1 号については、これで終わります。 次に報告第 2 2 号「農地法第 4 条許可申請の継続審議に伴う経過報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 2 2 号「農地法第 4 条許可申請の継続審議に伴う経過」について報告するものです。 －別紙により報告－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 2 2 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 2 2 号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 （１）耕作放棄地解消事業について （２）芦北町農業委員会農地利用最適化実践チームについて その他、委員の皆さんから何かございませんか。 なければ、これをもちまして、平成 2 8 年第 9 回芦北町農業委員会総会を終了します。